株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月二十八日

大阪市中央区久太郎町三丁目五番一三号

株式会社又一洋行

代表取締役　伊藤　雅彦

合併につき株券等提出公告

当社は、エスエヌ商事株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月二十八日

東京都江東区新木場三丁目六番七号

株式会社野田修護商店

代表取締役　田中　秀郷

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社又一洋行と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月二十八日

大阪市中央区久太郎町三丁目五番一三号

伊藤衣料株式会社

代表取締役　伊藤　雅彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を閉鎖し、当社の全ての日本における代表者である三根健一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年十月二十八日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

サンシャイン・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　三根　健一

限定承認公告

本籍大阪市平野区喜連三丁目八七〇番地の一九、最後の住所堺市東区日置荘北町二丁二番一七号

被相続人　亡　古川　金年

右被相続人は平成二十一年五月二十二日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十八日

広島市安芸区矢野南三丁目二六―二四

相続財産管理人　濱野　淳二

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月二十日の総社員の同意により、名称を一般社団法人エジソン・アインシュタインスクール協会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二十八日

茨城県つくば市苅間二五三〇番地の二（研究学園D三六街区三画地）

無限責任中間法人地球能力開発事業団

代表社員　鈴木　昭平

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月十六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人千葉県相続対策協議会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二十八日

千葉県香取郡多古町多三八九五番地の一

無限責任中間法人千葉県相続対策協議会

代表社員　芦田　忠雄

限定承認公告

本籍広島市安芸区矢野南三丁目二六番、最後の住所広島市安芸区矢野南三丁目二六―二四

被相続人　亡　濱野　清一

右被相続人は平成二十一年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十六日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十八日

広島市安芸区矢野南三丁目二六―二四

相続財産管理人　濱野　淳二

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月二十二日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日本経済少子化対策研究所に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二十八日

東京都杉並区永福三丁目三三番一七号

無限責任中間法人日本経済環境研究所

代表社員　大山　武志

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月十六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日本オサート協会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二十八日

東京都港区赤坂五丁目四番一一号山口建設第2ビル

無限責任中間法人日本オサート協会

代表社員　三井　石根

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月十六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人梅の花園管理組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二十八日

奈良県奈良市月ヶ瀬長引一一一四番地の一

無限責任中間法人梅の花園管理組合

代表社員　上窪　敏

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月二十日の総社員の同意により、名称を一般社団法人サステイナビリティ・デザイン・アソシエイトに変更して通常の一般社団法人に移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二十八日

兵庫県芦屋市海洋町二番二九号

無限責任中間法人サステイナビリティ・デザイン・アソシエイト

代表社員　栗本　修滋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千百万円減少し四億三千九百三十五万円として、発行済み優先出資口数九千三百八十七口を一口に対して金五万円をもって八千七百八十七口に有償消却することにしました。消却する優先出資の口数は六百口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は三千百万円です。

効力発生日は、平成二十年十一月三十日であり、臨時社員総会の決議は平成二十一年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年五月十八日付官報号外第一〇二号九十一頁に掲載されています。

平成二十一年十月二十八日

大阪市北区中之島二丁目三番三三号

サンミネルバ特定目的会社

取締役　古川　康正

訂正公告

平成二十一年十月十六日掲載のさいたま家庭裁判所に係る平成二十一年（家）第六〇八号失踪宣告中「豎月　幸」とあるは「髙月　幸」の誤りにつき訂正する。

訂正公告

平成二十一年十月二十一日（号外第二二四号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、自己株式「6,000,000」とあるは「0」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十一年十月二十八日

東京都渋谷区笹塚一丁目五七番地一〇号

笹塚駅前ビル一一〇七号室

株式会社アンジェル

代表取締役　宮本　克也

取消公告

平成二十一年九月二十九日（第五一六三号）掲載の優先資本金の額の減少公告及び優先出資の消却につき優先出資証券提出公告は取消します。

平成二十一年十月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番十―二〇一号　アテネデベロップメント特定目的会社

取締役　松澤　和浩

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十八日付第二二九号

一六〇ページ●同日付政府調達第一九八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）